

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和 4年 6月 27日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市中央区大手前1丁目7番31号（OMMビル）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 平川 良浩 電話06-6944-2521					
主たる業種	普通鉄道	細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和 2年4月から令和 5年3月まで						
基本方針	鉄道電力における総合原単位を基準年度より、毎年1%ずつ削減を目指す。						
計画を推進するための体制	京阪マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減PRJにより、エネルギーの効率化の改善計画並びに使用エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	28,117.3 トン	27,109.5 トン	24,575.5 トン		-8.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	30,078.1 トン	25,871.0 トン	23,337.0 トン		-18.2 パーセント	
実績に対する自己評価		鉄道電力削減PRJの各種取組の他、鉄道設備のLED化の推進、節電の取組（駅の電照看板の非電照化、LED化）を進めた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	増減率
	鉄道事業	事業活動に伴う排出の量 (車両走行料/10,000)	30.73	30.16	30.01		-2.10 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価		省エネルギー型空調器への更新、LED照明器具、LED信号機への更新など省エネルギー化を進めている。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	備考	
		78.0 パーセント	78.0 パーセント	78.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2) 年度	省エネ車両の導入や鉄道設備のLED化の推進などさまざまな取組みにより省エネルギー化を促進しています。					
	(3) 年度	省エネ車両「VVVFインバタ制御」や「回生ブレーキ」を取り入れた省エネルギー車両の導入を進めています。					
	(4) 年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目標とする。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	各会議体で本取組を指導し、全社員が趣旨を理解しているが通勤の時間帯や個人的事情により目標を達成できなかった。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京阪バス(株)では、京都駅や七条駅などを結ぶ約7kmの路線を走行するバスを2021年12月より電気バス化します。1路線全てが電気バスになるのは日本初です。1回（120分）の充電で約150km走行可能で、従来のディーゼルバスと比べて、年間のCO ₂ 排出量を1台当たり38トン削減できます。						
特記事項	第三期計画期の超過削減量3715.7トンの本計画期間に繰り越し、令和2年度から3カ年にわたり差引を行う。第1、第2年度は1238.5トン第3年度は1238.7トンの差引きを行う。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。